

京都市文化財保護事業資金融資 適格 通知書
不適合

様	年 月 日

融資決定 <input type="checkbox"/> 適 格 <input type="checkbox"/> 不適合	申込者の氏名（団体にあつては、名称及び代表者）
---	-------------------------

融資予定金額	円
--------	---

不適合の理由

注：該当する□の中に✓印がしてあります。

第2号様式（第13関係）

文文財第 号
年 月 日

御中

京都市文化市民局長

〇〇年〇〇月〇〇日付け文文財第〇〇号で融資あっせんした者に係る文化財保護事業が完了したので、下記のとおり通知します。

記

市あっせん番号	
金融機関	
申請者の名	
申請者の住所	
事業完了年月日	
融資あっせん	予定金額 期 間 融資利率

第3号様式（第14関係）

保証契約書

京都市（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）、
（以下「丙」という。）とは、京都市文化財保護事業資金融資規則（以下「規則」という。）に基づく融資に係る乙の債務について、次のとおり保証契約を締結する。

（保証）

第1条 丙は、甲が（金融機関名）から乙に対する京都市文化財保護事業資金融資に係る債権の譲渡を受けた場合は、乙が甲に対して負担する一切の債務について保証人となり、乙と連帯して当該債務の履行の責を負うものとする。

（裁判管轄）

第2条 この契約書から生じる一切の法律関係に基づく訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

（その他）

第3条 この契約書に別段の定めのない事項については、規則及び乙が（金融機関名）の間に締結している約定書の各条項を適用し、又は準用するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京 都 市
代表者 京都市長

乙

丙

第4号様式（第17関係）

京都市文化財保護事業資金融資損失補償決定通知書

第 号
年 月 日

様

京 都 市 長

年 月 日付けで締結した京都市文化財保護事業資金融資損失補償契約書第1条の規定に基づく損失補償の対象となる融資については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 損失補償の対象となる融資

- (1) 市あっせん番号
- (2) 融資適格者名

(3) 融資あっせん金額 金 円

2 損失補償の条件

- (1) 融資実施機関は、本件融資により取得する債権を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 京都市文化財保護事業資金融資規則及び京都市文化財保護事業資金融資損失補償契約並びにこれらに基づく指示に違反したときは、損失補償金の一部若しくは全部を交付せず、又は損失補償金の一部若しくは全部の返還を請求することがある。
- (3) その他京都市文化財保護事業資金融資規則及び京都市文化財保護事業資金融資損失補償契約書の定めるところによる。

第 5 号様式（第 1 8 関係）

京都市文化財保護事業資金交付通知書

京 都 市 長 様	年 月 日
	融資実施機関

被融資者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	被融資者の氏名（団体にあっては、名称及び代表者）
融資金額 円	融資利率 パーセント
融資実行年月日 年 月 日	融資期間 年 月 日から 年 月 日まで 箇月

返済条件	
年 月 日 から	毎月 日
月返済額	円 回
最終月返済額	円 回